

## さよりすくい網漁業

### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さよりすくい網漁業	伊勢湾、的矢湾及び大王崎正東から三重和歌山両県界に至る海面	11月1日から翌年3月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	13	県内に住所を有する漁業者又は漁業従事者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

### 3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
さよりすくい網漁業	操業区域のうち、御座岬と目戸崎、田曾崎と止ノ崎、志戸ノ鼻と見江島頂上、見江島頂上とオハマ崎、ヒラ島と座佐鼻、目戸鼻とオイツケ鼻、千鳥鼻と大島頂上、大島頂上と木生島頂上、木生島頂上と合口鼻、尾南曾鼻と桃頭島頂上、九木崎とナサ崎、ナサ崎とカラカマノ鼻、ドマル鼻とドンビノ鼻、楯ヶ崎と笹野島頂上、箕越崎とカイトロー鼻の各点を結んだ各湾内を除く。	定置網の前方及び沖合300メートル以内の区域において操業してはならない。